(1) 第4次市障がい者計画の改定等 について

第4次市障がい者計画改定等のポイントについて

1 改定等の趣旨

本市の障がい福祉施策については、「第4次市障がい者計画」において、「すべての市民が、人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」を基本理念として掲げている。その基本理念の下、6つの施策分野について、施策に関する基本的方向性を定め、当該計画の実施計画にあたる「第4期市障害福祉計画」において、障害福祉サービス等の提供体制の確保が図れるよう障害福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策を定めている。

本年度については、計画期間の満了等から次の3つの計画について、中間見直し 及び計画の策定を行うこととしている。

(1) 第4次市障がい者計画の改定

① 趣旨

第4次障がい者計画は障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画として位置付けている。

計画期間は、平成26年度から平成32年度までの7年間であり、平成26年度から平成29年度までの4年間を前期、平成30年度から平成32年度までの3年間を後期とし、平成30年度からの後期に向けて中間見直しを行うもの。

② 改定のポイント

当該計画の体系は「基本理念」、6つの「基本目標」及び6つの「施策分野」 によって構成されている(別紙1)。また、計画策定に当たって留意すべき4 つの視点を定めている。

<u>今回は中間見直しであり「基本理念」、6つの「基本目標」及び「施策分野」</u>については変更せず現計画を継承することとしたい。

<u>今回の改定に当たっては、6つの「施策分野」の各分野に位置付けられている施策の基本的方向性の現行の項目について、加除修正すべきものがないかを</u>検討するものとする。

その検討に当たり考慮すべき「社会情勢の変化」や「国等の動向」、「地域課題の変化」については「別紙2」の記載内容が考えられる。

なお、<u>考慮すべき変化等については「計画における4つの視点」に加えられ</u>るべきものかどうかの検討も合わせて行うものとする。

(2) 第5期市障害福祉計画等の策定

① 趣旨

ア 第5期市障害福祉計画

障害者総合支援法第 88 条に基づき、障害福祉サービス、相談支援並びに 地域生活支援事業の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害 福祉サービス等の見込量等を設定し、施策の一層の充実を図るための計画で あり、市障がい者計画の実施計画として位置づけられているもの。

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間であることから、 平成30年度から3年間の第5期市障害福祉計画を策定するもの。

イ 第1期市障害児福祉計画

児童福祉法の改正(平成30年4月1日施行)に基づき、障害児通所支援並びに障害児相談支援の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害児通所支援等の見込量等を設定し、本市における施策の一層の充実を図るための計画。平成30年度から3年間の第5期市障害福祉計画と合せて第1期市障害児福祉計画を策定する。

② 策定のポイント

第5期市障害福祉計画及び第1期市障害児福祉計画については、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年3月31日付厚生労働省告示第116号)に基づき「成果目標」及び障害福祉サービス等の「必要な見込量」及び「提供体制の確保に係る目標」を定め策定を行うものである。

今回の計画策定に当たっては<u>現行計画の「成果目標」の検証を中心に行うと</u>ともに障がい者計画の改定を踏まえ、現行の施策体系(別紙3)に平成30年度より新たに創設される「自立生活援助」及び「就労定着支援」を加え、サービス量等を定めるものとする。

なお、第1期障害児福祉計画については、障害児通所支援並びに障害児相談支援の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害児通所支援等の 見込量等を設定することとされていることから、**施策体系についてもその趣旨 を踏まえた整理を行うこととする。**

③ 「成果目標」の背景及び現状等

【障害福祉計画】

成果目標1:福祉施設の入所者の地域生活への移行

背景:国の第3次障害者基本計画の基本原則「地域社会における共生等」を実 現するため、地域生活への移行を進める観点から成果目標を設けるもの。

第4期障害福祉計画 (成果目標実績)

第5期障害福祉計画 (国基本指針に基づく成果目標)

- 時点の施設入所者数 (328人) の 12% 以上が地域生活に移行
 - ⇒ 平成 29 年度末 (目標): 40 人 平成 28 年度末 (実績):14 人

達成率:35.0%

- ② 平成29年度末までに平成25年度末 2 平成32年度末までに平成28年度末 時点の施設入所者数 (328人) 4%以 上削減
 - ⇒ 平成 25 年度末 (基準): 328 人 平成 29 年度末(目標): 13 人 平成 28 年度末 (実績): 8 人 達成率:61.5%
- 障害福祉計画において定めた平成 26 年度までの数値目標が達成されない と見込まれる場合は、未達成割合を平 成 29 年度末における目標値に加えた 割合以上を目標値とする。

「継続]

- ① 平成29年度末までに平成25年度末 1 ① 平成32年度末までに平成28年度末 時点の施設入所者数(320人)の9% 以上が地域生活に移行
 - ※ 平成28年度末時点施設入所者数 320 人

目標:320人×9%≒29人

- 時点の施設入所者数(320人)2%以 上削減
 - ※ 平成28年度末時点施設入所者数 320 人

目標: 320 人×2%≒7人

※ 平成 26 年度末において、第3期市 ※ 平成 29 年度末において、第4期市障 害福祉計画において定めた平成 29 年 度までの数値目標が達成されないと見 込まれる場合は、未達成割合を平成32 年度末における目標値に加えた割合以 上を目標値とする。

成果目標2:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

背景:長期入院精神障がい者の地域移行を進めるに当たり、自治体を含めた地域 精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得なが ら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ) な社会を構築するため、成果目標として設けるもの。

第4期障害福祉計画	第 5 期障害福祉計画
(成果目標実績)	(国基本指針に基づく成果目標)
	[新規]
○ 位置付けなし 保健・医療・福祉関係者が精神科病 院長期入院者及び施設入所者の地域 移行について協議する、「いわき市地 域自立支援協議会 地域移行支援部 会」を設置済み。	① 平成32年度末までに、市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設ける。

成果目標3:地域生活支援拠点等の整備

背景:障がい者(児)の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応することができる専門的人材の育成・確保、地域の生活で生じる障がい者(児)やその家族の緊急事態への対応に係る体制等の整備を図る観点から成果目標として設けるもの。

第4期障害福祉計画 (成果目標実績)	第5期障害福祉計画 (国基本指針に基づく成果目標)
	[継続]
① 平成 29 年度末までに少なくとも1 つを整備。	① 平成 32 年度末までに少なくとも1 つを整備。
⇒ 実績:整備未済	
現在、「いわき市地域自立支援協議 会 地域移行支援部会」において、本 市の実情に応じたモデルを検討中。	

成果目標4:福祉施設から一般就労への移行等

背景:障がい者の就労意欲の高まりを受け、障がい者が職業を通じ、誇りをもっ て自立した生活を送ることができる社会の実現のため、成果目標として設 けるもの。

第4期障害福祉計画 (成果目標実績)

第5期障害福祉計画 (国基本指針に基づく成果目標)

- ① 平成29年度中に平成24年度実績の 4倍以上が福祉施設から一般就労へ 移行。
 - ⇒ 平成 25 年度末 (基準):10 人 平成 29 年度末(目標): 40 人 平成 28 年度末 (実績): 47 人

達成率:117.5%

- 事業の利用者数を平成25年度末の利 用者数から6割以上増加。
 - ⇒ 平成 25 年度末(基準): 45 人 平成 29 年度末 (目標): 72 人 平成 28 年度末 (実績): 70 人 達成率:97.2%
- 移行率が3割以上の事業所を全体の 5割以上。
 - ⇒ 平成27年度末(実績):

4事業所中2事業所 平成28年度末(実績):0事業所

- [拡充]
- ① 平成32年度中に平成28年度実績(47 人)の1.5倍以上が福祉施設から一般 就労へ移行。
 - ※ 平成28年度実績:47人 目標: 47 人×1.5 倍≒71 人
- ② 平成 29 年度末までに就労移行支援 2 平成 32 年度末までに就労移行支援 事業の利用者数を平成 28 年度末の利 用者数から2割以上増加。
 - ⇒ 平成 28 年度末 (実績): 70 人 目標:70人×1.2≒84人
- ③ 就労移行支援の利用者のうち就労 | ③ 就労移行支援の利用者のうち就労移 行率が3割以上の事業所を全体の5割 以上。

○ 位置付けなし

④ 就労移行支援による支援開始1年後 の職場定着率を8割以上。

【障害児福祉計画】

成果目標1:障害児支援の提供体制の整備等

背景: 重層的な地域支援体制や重症心身障害児及び医療的ケア児への支援体制な ど障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、成果 目標を設けるもの。

第4期障害福祉計画 (成果目標実績)

第1期障害児福祉計画 (国基本指針に基づく成果目標)

○ 位置付けなし

[児童発達支援センター]

設置(指定)済:1カ所

設置予定:平成29年度中1カ所

平成30年度中1カ所

(平成29年9月1日現在)

位置付けなし[保育所等訪問支援提供事業所]2事業所

(平成29年9月1日現在)

- 位置付けなし[主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所] 1カ所[放課後デイサービス事業所] 1カ所 (平成29年9月1日現在)
- 位置付けなし 医療的ケア児支援について保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るため「いわき市地域自立支援協議会児童・療育支援部会の下部組織として重症心身障がい児在宅支援プロジェクトチーム」を設置済み。

_________ 「新規〕

- ① 平成32年度末までに、児童発達支援 センターを各市町村に少なくとも1カ 所以上設置する。
- ② 平成 32 年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ③ 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保する。
- ④ 平成 30 年度末までに各市町村において、医療的ケア児支援について保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

④ 「成果目標」の達成状況の検証と今後の取り組み(案) 【障害福祉計画】

○ 成果目標1:福祉施設の入所者の地域生活への移行[拡充]

[達成状況]

平成28年度末時点において、「地域生活への移行」の達成率は35.0%、 施設入所者数の削減の達成率は61.5%と平成29年度末までの達成が困難な 状況にある。

[今後の取り組み]

施設入所者の地域移行に限らず精神科病院長期入院者の地域移行も含めた障がい者の地域移行について、「いわき市地域自立支援協議会 地域移行支援部会」等において、現状及び課題の調査・検証を行うなど体制づくりに努める。

〇 成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 [新規] [達成状況]

精神科病院長期入院者及び施設入所者の地域移行について、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、既に「いわき市地域自立支援協議会 地域移行支援部会」が設置されている状況にある。

[今後の取り組み]

当成果目標については、既に協議の場として「いわき市地域自立支援協議会 地域移行支援部会」が設置されている状況にあるが、上記「成果目標1」の達成や精神科病院長期入院者の地域移行支援の促進を図るため、関係機関等との連携強化に努める。

○ 成果目標3 地域生活支援拠点等の整備「継続]

[達成状況]

現在、「いわき市地域自立支援協議会 地域移行支援部会」において、本 市の実情に応じた「整備モデル」を検討しているが、平成 29 年度末までの 整備は達成が困難な状況にある。

「今後の取り組み]

本市の社会資源等の現状把握や他自治体の先進的な事例等の研究を進め、 整備時期を含め、本市の実情に即した整備が図れるよう、障がい福祉サー ビス事業者など関係機関と協議を図るなど連携・強化に努める。

〇 成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

[達成状況]

平成 28 年度末時点において、「福祉施設から一般就労への移行」の達成率は117.5%、「就労移行支援事業の利用者増加」の達成率は97.2%と既に概ね達成している状況にある。しかし、「就労移行率が3割以上となる事業所」については、年度毎における達成状況の変動が大きく、平成28年度実績においては、達成事業所は「0」であった。

「今後の取り組み〕

継続となる成果目標や新たな成果目標である「職場定着」について、今後も目標の達成状況が維持できるよう、関係機関等との連携・強化に努める。

【障害児福祉計画】

〇 成果目標 1 障害児支援の提供体制の整備等[新規]

[達成状況]

本市における成果目標の「児童発達支援センターの設置」、「保育所等訪問支援提供体制の整備」、「重症心身障害児の支援体制の整備」、「医療的ケア児支援に係る関係機関等の連携・協議の場の設置」については、達成されている状況にある。

[今後の取り組み]

近年、障がい児支援に対するニーズの多様化・複雑化する中、「いわき市地域自立支援協議会 児童・療育支援部会」を中心に協議を進めているところであるが、更なるニーズに対応するため、関係機関等との連携・強化に努める。

2 今後の主なスケジュール (案)

平成29年10月下旬: 第5期障害福祉計画等に係る「成果目標」、「必要な

サービス見込量」、「提供体制の確保に係る目標」に

ついて意見等照会。

平成29年11月30日: 第3回市地域自立支援協議会において

第4次障がい者計画改定等の素案等について審議。

平成29年12月中 : パブリックコメントの実施。

平成30年1月中 : パブリックコメントの結果検証。

・ 平成30年2月上旬 : 第4回市地域自立支援協議会において

第4次障がい者計画改定等について審議。

平成30年2月下旬: 第4次障がい者計画改定等の策定。

※上記以外にも照会等による委員の方々から意見をいただき、策定等を行っていく。